

広
報



みどり
水 土 里 ネット 大 里

大 里 用 水

平成 2 5 年 7 月 発 行

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町 2 丁目 44 番地

大里用水土地改良区

理 事 長 柴 田 忠 雄

TEL (048) 521-0433

FAX (048) 521-0441

Email: oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp

U R L: <http://osatoyousui.jp>

第 8 号

改良区の概要 (平成 2 5 年 5 月 3 1 日 現在)

組合員数: 5,664 人

地 積: 田 2,738ha・畑 83ha



国営附帯県営農地防災事業 成田用水路

〔お も な 内 容〕

- 理事長あいさつ
- 役員・総代補欠選挙の結果
- 通常総代会議決内容
- 平成 23 年度財務状況の公表
- 平成 24 年度事業の実施状況
- 平成 25 年度歳入歳出予算
- 平成 25 年度事業の概要
- 平成 25 年度賦課金等
- お知らせ

理 事 長 あ い さ つ



柴 田 忠 雄

組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から当改良区の運営にあたり格別なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、国政におかれましては、昨年の 1 2 月に執行された衆議院議員総選挙により再び政権交代が行われ、第 2 次安倍内閣が発足いたしました。その安倍政権により 5 月 1 5 日に成立いたしました平成 2 5 年度予算の内容ですが、農林水産関係予算につきましては、総額 2 兆 2, 9 7 6 億円（対前年度比 1 0 5. 7 %）となり、当初予算の対前年度比としては、1 3 年ぶりの増加となりました。その中でも土地改良事業に直接関係があります農業農村整備事業予算につきましては、前政権下で行われた公共事業削減の流れの中で大幅に削減されましたが、平成 2 5 年度は前年度より 4 9 8 億円増加し、2, 6 2 7 億円（対前年度比 1 2 3. 4 %）が計上されました。この他にも安倍政権では、成長戦略第 2 弾として「攻めの農林水産業」を掲げ、今後 1 0 年間での農業所得の倍増や農地集積による生産性の向上などの積極的な政策も発表いたしましたので、日本農業の飛躍を非常に期待しておりますが、T P P 参加交渉など問題も山積しており、手放しでは喜べない状況でございます。今後の政策が農業の発展に繋がることを心より切望するとともに、T P P の問題につきましては、日本農業の根幹を揺るがす問題ですので、これからも注視してまいりたいと思っております。

昨年度の水利状況につきましては、梅雨明け以降晴天が続き、雨が全く降らなかったため、利根川水系では、ダムの貯水量が非常に厳しい状況となり、9 月に 1 0 % の取水制限を実施いたしました。荒川水系では、取水制限とまではいきませんでしたが、当改良区内でも降雨に恵まれず猛暑も続いたため、土用干し後の出穂期に一部の地域で水不足が生じ、高温障害などが心配されましたが、組合員の皆様の節水へのご協力やその後のまとまった降雨により、目立った被害もなく無事にかんがい期を終えることができ安堵いたしました。今年度につきましても 6 月現在で雨が非常に少ないため、荒川の水瓶でございます二瀬、滝沢、浦山、合角ダムの貯水量も平年より非常に少ない状況でございます。今後の水稻の育成に影響がないか、とても心配をしているところでございます。非常時では、当改良区としても適正な用水配分に努めてまいる所存ではございますが、組合員の皆様にも節水をお願いする場合もございますので、そういった事態が発生した際は、ご協力をお願いいたします。

また、今回水利権の更新時期を迎えるにあたり、今後の取水状況について関係機関と協議を進めてまいりました。その協議の中で当改良区内の小麦作付面積が減少し、水稻の作付時期が早期化している状況であり、組合員の皆様からももっと早い時期に用水量を増加してほしいという意見が非常に多かったため、取水時期の前倒しにつきまして関係機関に強く要望してまいりました。その結果、平成 2 5 年 4 月 3 0 日付けで許可をいただき、今年度より新しい取水計画に基づき六堰頭首工から取水をしていることを皆様にお知らせするとともに、取水計画につきましては、天候により急遽変更せざるを得ない状況も想定されますので、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

終わりに当改良区の運営につきましても、非常に厳しい状況下ではございますが、国・県などの関係機関に、今後の農業に対する予算拡充に向け積極的に働きかけながら役職員一丸となって土地改良区の発展のために努力をしていく所存でございますので、これからも皆様方の更なるご支援ご鞭撻をお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

総代補欠選挙の結果について

第 2 選挙区（玉井堰）の総代 2 名に欠員が生じたため、平成 25 年 2 月 20 日に執行された補欠選挙の結果、無投票で次の方が当選されました。

総代の職務は、組合員の皆さん代表として総代会を組織し、予算の議決、決算の承認、定款の変更、規約の改正、役員の選任、土地改良事業計画の設定、変更及び廃止などの重要事項を議決します。

任期：平成 25 年 2 月 20 日～平成 26 年 1 月 24 日

選 挙 区	氏 名	備 考
第 2 選 挙 区	中 田 安 雄	熊谷市久保島地区
	鯨 井 松 雄	熊谷市玉井地区

役員補欠選挙の結果について

第 2 被選挙区（玉井堰）の理事に欠員が生じたため、平成 25 年 3 月 22 日開催の通常総代会において執行された補欠選挙の結果、無投票で次の方が当選されました。

理事の職務は、定款の定めるところにより土地改良区を代表し業務を執行します。

任期：平成 25 年 3 月 22 日～平成 26 年 2 月 19 日

職 名	氏 名	被 選 挙 区	備 考
理 事	四 分 一 敏 夫	第 2 被選挙区（玉井堰）	

通常総代会開催

第7回通常総代会が、平成25年3月22日熊谷文化創造館さくらめいとにおいて開催されました。来賓に埼玉県大里農林振興センター副所長八木英二氏を迎え、議長には鳥海治夫氏を選出して8議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した8議案は次のとおりです。

通常総代会提出議案

- 第1号 平成23年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録について
- 第2号 平成24年度土地改良事業の実施について
- 第3号 平成24年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 第4号 平成25年度経費の賦課及び徴収方法等について
- 第5号 平成25年度事業計画について
- 第6号 平成25年度一般会計及び特別会計収支予算について
- 第7号 平成25年度歳計現金・積立金の預入先について
- 第8号 役員補欠選挙について

通常総代会の様子



平成 2 3 年度財務状況の公表

● 平成 2 3 年度歳入歳出決算

一 般 会 計

単位 (円)

歳 入		歳 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1 組 合 費	75,059,778	1 事 務 費	71,625,061
2 使 用 料	57,805,640	2 維持管理費	30,852,190
3 補 助 金	18,354,000	3 事 業 費	73,705,435
4 負 担 金	1,176,000	4 選 挙 費	72,636
5 交 付 金	19,173,247	5 負 担 金	1,575,318
6 雑 収 入	8,960,183	6 補 助 金	4,079,935
7 繰 入 金	20,283,714	7 過年度支出	3,514,506
8 受 託 費	37,150	8 諸 支 出 金	2,635,141
9 受入補償金	49,178,305	9 償 還 金	6,128,447
10 繰 越 金	49,053,245	10 繰 出 金	4,820,000
		11 施設補償事業費	43,843,900
		12 予 備 費	0
合 計	299,081,262	合 計	242,852,569

歳入歳出差引残金 56,228,693 円 翌年度へ繰越

特 別 会 計

単位 (円)

項 目	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越額
農地転用決済金積立金	310,025,444	3,538,681	306,486,763
財政調整積立金	383,763,063	16,745,033	367,018,030
役員総代退任功労金積立金	4,004,524	112,999	3,891,525
職員退職手当積立金	32,436,080	2,379,482	30,056,598
合 計	730,229,111	22,776,195	707,452,916

● 財 産 の 状 況

単位 (円)

資 産	1,278,339,777	流 動 資 産 等
負 債	1,080,195,701	農地転用決済金積立金等

● 賦課金の納入状況

単位 (円)

科 目	予 算 額	調 定 額	納 入 額	未 納 額
経常賦課金	75,744,000	75,454,445	75,059,778	394,667

平成 2 4 年 度 事 業 の 実 施 状 況

① 県費単独土地改良事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
中 奈 良	用 水 路	U型水路 H350×B350 L=313.3m	6,200,000
原 島	用 水 路	U型水路 H450×B450 L=406.1m	8,200,000
大 麻 生	用 水 路	U型水路 H400×B400 L=150.0m	3,800,000

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 水辺再生事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
柿 沼	用 水 路	U型水路 H700×B1000 L=190.9m	14,557,500

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

③ 土地改良区単独事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
小 島	用 水 路	B型柵渠(片側) H900×B1000 U型水路 H900×B1000 L=268.1m	11,800,000
中 奈 良 東	揚 水 機 場	水中モーターポンプ交換 φ150×15kw 1台	2,415,000
中 奈 良 西	用 水 路	U型水路 H500×B500 L=303.9m	6,846,000
池 上	用 水 路	U型水路 H600×B600 L=217.1m	6,268,500

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
手 島	用 水 路	U型水路 H450×B450 L=68.6m	980,000
上 新 田	揚 水 機 場	高架受水槽交換(円筒型) φ2000×H2100 1基	2,310,000

※小島地区は市から補助金等をうけて行われました。

④ 土地改良施設維持管理適正化事業

単位 (円)

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
明 戸 揚 水 機 場	川本明戸	揚水機場	地絡継電装置付柱上高圧交流負荷開閉器設置 1基	2,520,000
揚 水 機 場 (東別府入川 1)	西 別 府	揚水機場	水中モーターポンプ 整備補修 φ150×15Kw 1台 制御盤及び小屋整備補修 1式	2,625,000
揚 水 機 場 (下 増 田 2)	下 増 田	揚水機場	水中モーターポンプ 整備補修 φ200×22kw 1台 制御盤整備補修 1式	4,882,500
三千坊落調整堰	鴻巣市下忍	樋 水 門	転倒ゲート整備補修 H1300×W2000 1門 簡易ゲート整備補修 φ400 1門 電動巻上機及び機側操作基盤整備補修 1式	4,000,500

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われます。

平成24年度県費単独土地改良事業

中奈良地区

改修前

改修後



平成 2 4 年度水辺再生事業

柿沼堀支線用水路地区

改修前



改修後



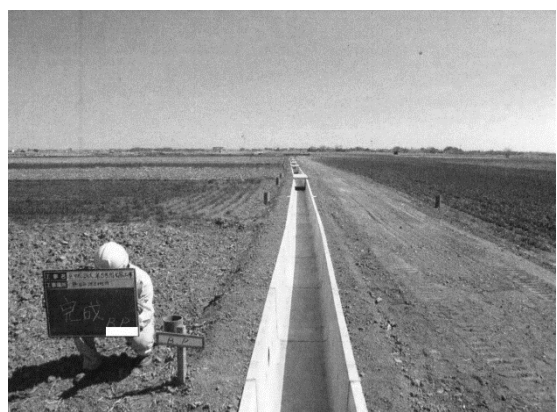
平成 2 4 年度土地改良区単独事業

池上地区

改修前



改修後



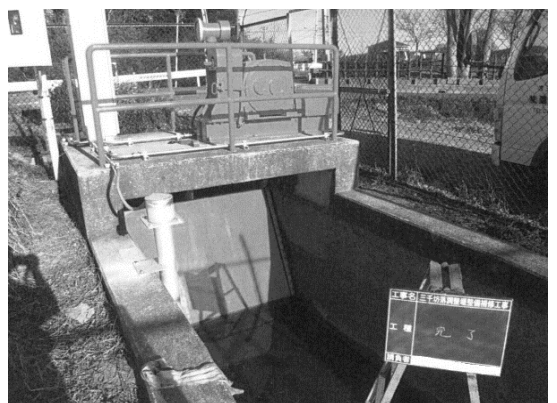
平成 2 4 年度土地改良施設維持管理適正化事業

鴻巣市下忍地区

改修前



改修後



平成25年度歳入歳出予算

一般会計

単位 (円)

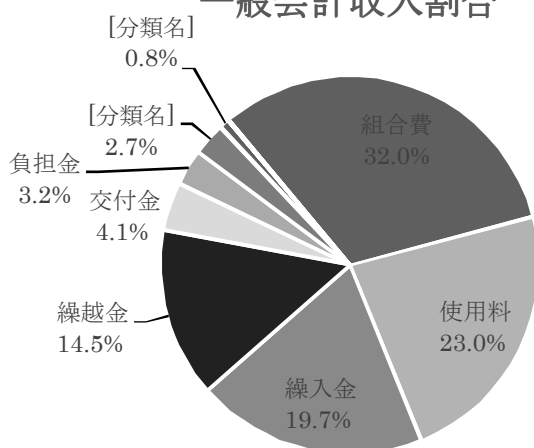
歳 入		歳 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
1 組 合 費	77,031,000	1 事 務 費	73,694,000
2 使 用 料	55,366,000	2 維持管理費	42,000,000
3 補 助 金	6,740,000	3 事 業 費	73,148,000
4 負 担 金	7,611,000	4 選 挙 費	307,000
5 交 付 金	9,878,000	5 負 担 金	1,748,000
6 雑 収 入	2,115,000	6 補 助 金	11,250,000
7 繰 入 金	47,394,000	7 過年度支出	1,300,000
8 繰 越 金	34,846,000	8 諸 支 出 金	4,130,000
		9 償 還 金	3,156,000
		10 繰 出 金	7,326,000
		11 予 備 費	22,922,000
合 計	240,981,000	合 計	240,981,000

特別会計

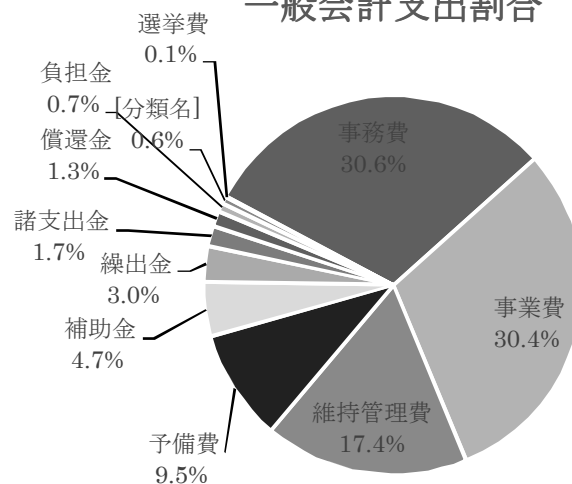
単位 (円)

項 目	予 算 額
農地転用決済金積立金	520,710,000
財政調整積立金	518,014,000
役員総代退任功労金積立金	4,646,000
職員退職手当積立金	39,907,000
合 計	1,083,277,000

一般会計収入割合



一般会計支出割合



平成 2 5 年 度 事 業 の 概 要

平成 25 年度は、次の事業を実施する予定です。

① 県費単独土地改良事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
上 奈 良	用 水 路	U型水路 H450×B450 L=380m	
高 本	用 水 路	U型水路 H900×B800 L=82m	

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 土地改良区単独事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
手 島	用 水 路	U型水路 H600×B700 (有物使用) L=142m	早期着工
吉 所 敷	揚 水 機 場	さく井工 1 式 水中モーターポンプ交換 φ150×15kw 1 台	早期着工
上 奈 良	揚 水 機 場	水中モーターポンプ交換 φ200×22kw 1 台	
玉 井	用 水 路	U型水路 H600×B600・H300×B300 L=350m	
久 保 島 北	用 水 路	U型水路 H700×B800 L=230m	
久 保 島 南	用 水 路	U型水路 H700×B700 L=215m	
戸 出	排 水 路	A型柵渠敷打 H900×B600 L=330m・他一部水路改修	
鎌 塚	用 水 路	U型水路 H300×B300 L=110m	

③土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
宮 島 揚 水 機 場	三 ヶ 尻	揚水機場	地絡継電装置付柱上高压交流負荷開閉器 1 基	第 3 4 期生 平成 2 2 年度加入
下 奈 良 揚 水 機 場	下 奈 良	揚水機場	水中モーターポンプ 整備補修 φ 1 5 0 × 1 5 k w 1 台 制御盤及び小屋整備補修 1 式	第 3 5 期生 平成 2 3 年度加入
中学校前地下水機場	今 井	揚水機場	水中モーターポンプ φ 2 0 0 × 2 2 k w 1 台	第 3 4 期生 平成 2 2 年度加入

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われます。

平成 2 5 年 度 賦 課 金 等

1 賦課金

地 区 名		10 7-ℓ 当たり単価 (円)	備 考
第 1 区 (奈 良 堰)	上 流	2, 788	①賦課金は本年度 4 月 1 日 を基準に賦課されます。
	下 流	2, 535	
	畑 地 灌 漑	1, 000	
第 2 区 (玉 井 堰)	三 ヶ 尻	2, 788	②徴収期限 9 月 2 日 ※徴収期限を過ぎますと、 年利 14.6% の延滞金 が加算 されます。
	上 流	3, 000	
	下 流	2, 000	
第 3 区 (大 麻 生 堰)	全 区 域	2, 500	③徴収方法 当改良区が指定する関係 金融機関との委託契約に基 づき徴収する。
第 4 区 (成 田 堰)	全 区 域	2, 300	
第 5 区 (御 正 堰)	全 区 域	3, 000	
第 6 区 (吉 見 堰)	全 区 域	2, 300	
第 7 区 (荒 川 左 岸)	用排水区域	4, 370	
	用排水区域 (旧県営荒中事業受益外)	3, 820	
	用 水 区 域 (排水免除区域)	3, 480	
	畑排水区域	2, 930	
	畑排水区域 (旧県営荒中事業受益外)	2, 380	

2 農地転用決済金

農 地 転 用 の 理 由	単 価
専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用する場合	1 m ² につき 125 円

3 用水路等管理施設使用料（抜粋）

種 別	単 位	使用料（円）	備 考
汚 水 等 の 放 流	家 庭 雑 排 水	1 世帯・一時金	60,000
	し 尿 浄 化 槽	合併	10,000
		単 独	20,000
工 作 物 設 置	橋 梁	1 m ² ・一時金	10,000
管 埋 設	外 径 10 cm 以 下	1 m・一時金	6,000

4 手数料

承認書・意見書・証明書等の交付手数料 1 件につき 2,000 円

お 知 ら せ

役員・総代の任期満了に伴う改選があります。

(1) 総代選挙について

現在総代の任期が平成 2 6 年 1 月 2 4 日で満了します。

総代の職務は、組合員の皆さんの代表として総代会を組織し、予算の議決、決算の承認、定款の変更、規約の改正、土地改良事業計画の設定、役員の選任等の重要事項を議決します。

総代選挙は、以上のような重要な職責を担う人を選ぶ選挙で、土地改良法第 2 3 条第 4 項の規定により関係 4 市の選挙管理委員会によって管理され選挙が行われます。詳細につきましては、決まりしだい選挙管理委員会による公告及びチラシの回覧によりお知らせします。

なお、選挙区ごとの定数は次のとおりです。

◎総代の定数

選 挙 区	総 代 数
第 1 選挙区（奈 良 堰）	1 3 人
第 2 選挙区（玉 井 堰）	1 0 人
第 3 選挙区（大麻生堰）	8 人
第 4 選挙区（成 田 堰）	7 人
第 5 選挙区（御 正 堰）	9 人
第 6 選挙区（吉 見 堰）	9 人
第 7 選挙区（荒川左岸）	9 人
合 計	6 5 人

(2) 役員選挙について

現在役員の任期が平成 2 6 年 2 月 1 9 日で満了します。

理事の職務は、定款の定めるところにより土地改良区を代表し業務を執行します。

役員選挙は、当改良区の役員選挙規程に基づき選挙が行われます。詳細につきましては、決まりしだい関係 4 市及び当改良区揭示場へ公告してお知らせします。

なお、選挙区ごとの定数は次のとおりです。

◎役員の定数

被 選 挙 区	理 事	監 事
第 1 被選挙区 (奈 良 堰)	3 人	3 人
第 2 被選挙区 (玉 井 堰)	3 人	
第 3 被選挙区 (大麻生堰)	2 人	
第 4 被選挙区 (成 田 堰)	2 人	
第 5 被選挙区 (御 正 堰)	2 人	
第 6 被選挙区 (吉 見 堰)	2 人	
第 7 被選挙区 (荒川左岸)	3 人	
合 計	1 7 人	

口座振替をご利用下さい

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。なお、詳細については下記のとおりとなっています。

(1) 取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・鴻巣市農業協同組合

(2) 申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印（届出印）し、本人が金融機関で口座の確認（照合）の上、大里用水土地改良区まで提出してください。なお、預金口座振替依頼書は、大里用水土地改良区事務所にあります。

(3) その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になりますのでよろしくお願いします。

ご 注 意 下 さ い ！

◆口座振替をご利用の方は、納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。

◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため領収書の発行はしていません。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。

◆用水路使用料については口座振替を行っておりません。送付された納入通知書により、指定金融機関の窓口にて納入下さるようお願いします。

組合員資格の交替があったとき

土地の所有権や耕作権の移動があったときや、相続等によって組合員資格の交替があったときは、資格を喪失した方と取得した方とが連名で届出るよう定められています。届出には当改良区の**組合員資格得喪通知書**を使用してください。なお、この届出がない場合、**組合費は移動前の土地所有者や耕作者に賦課されます**ので、注意して下さい。

農地を転用するとき

市街化区域以外の農地を転用する場合は、農地転用等の通知と地区除外申請をして下さい。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。

市街化区域の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続き下さいますようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法第 42 条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

生活排水等を用水路に流すとき

用水路へ生活排水の放流等を行う場合は、当改良区に申請し、承認を受ける必要があります。用水路は農作物を育成するための施設ですが、下水道が未整備のため、止むを得ず承認をしているのが現状です。その際、使用料を納めていただき、用水路の清掃や改修費用の一部にあて、通水の安定と地域環境の向上に役立てています。

水路の草刈り状況

作業前

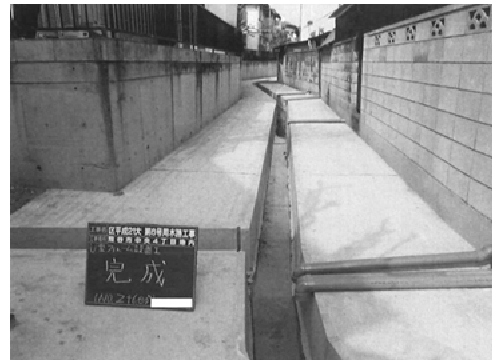


作業後

用水路使用料はこのようなことに使っています！

水路の改修状況

改修前



改修後

各申請書は、当改良区事務所に用意してあります。また、ホームページよりダウンロードすることもできます。ご不明な点がございましたら大里用水土地改良区までご連絡下さい。

TEL : 048-521-0433

ホームページURL : <http://oosatoyousui.jp>

取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。



除塵機のゴミの状況



農業用水の取水量が変わりました

地区内の営農形態が変化し、水稻の作付け時期が早期化していることから、水利権の更新の際に取水時期の前倒しについて関係機関と協議したところ、平成 2 5 年 4 月 3 0 日付けで下記のとおり取水量が変更となりましたので、よろしくお願いします。

なお、組合員さんの皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

◎ 取 水 量 表

期 間	5 月 1 1 日から 6 月 1 5 日まで	6 月 1 6 日から 6 月 2 5 日まで	6 月 2 6 日から 9 月 2 5 日まで	9 月 2 6 日から 5 月 1 0 日まで
区 分				
最 大 取 水 量	4. 5 9 1 m ³ / s	1 6. 8 7 5 m ³ / s	1 3. 2 9 7 m ³ / s	1. 5 5 2 m ³ / s
年 間 総 取 水 量	1 2 9, 3 5 7 千 m ³			

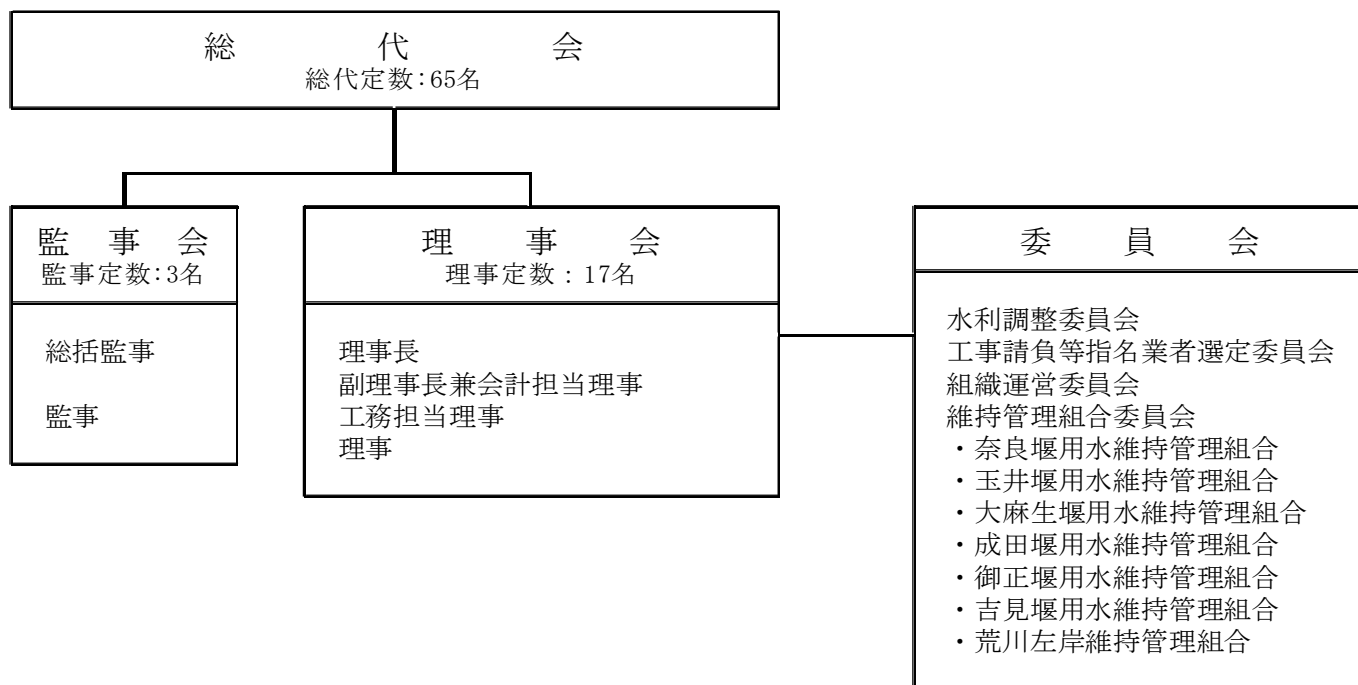
※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。

年間総取水量は、六堰頭首工より 1 年間に取水できる総量です。

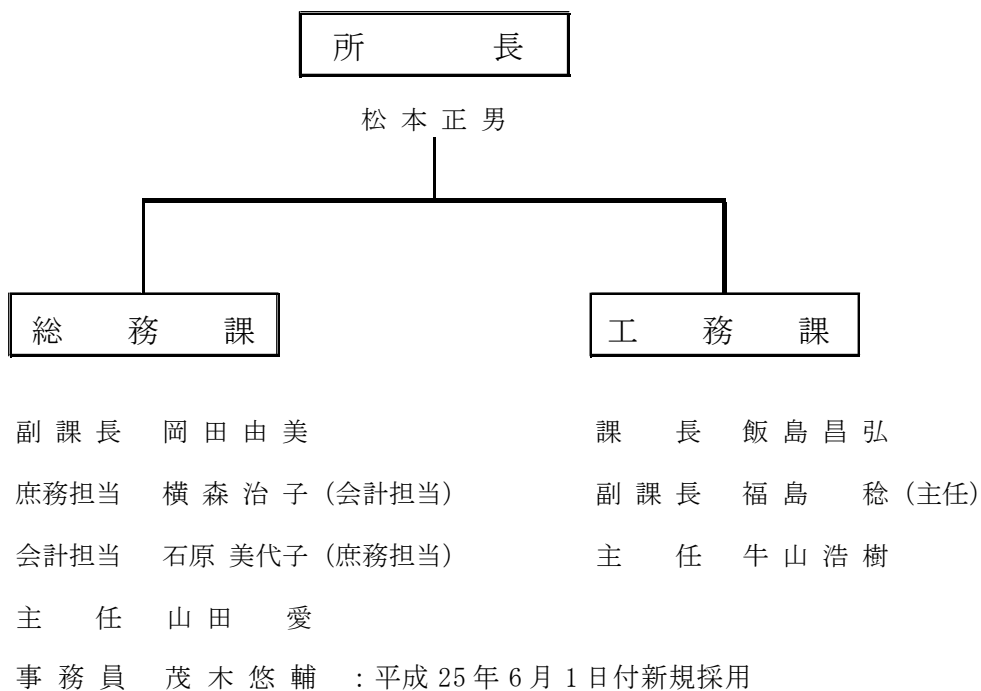
取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、毎年 6 月 1 6 日からとなっていますのでご協力をお願いいたします。

土地改良区組織



事務局



※ () 前職名

平成 25 年度 国営附帯県営農地防災事業「大里地区」の概要

埼玉県大里農林振興センター

1 事業費関係

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 総事業費 | 1 5, 6 1 9, 0 0 0 千円 |
| (2) 工期 | 平成 7 年度～平成 2 6 年度 |
| (3) 平成 2 4 年度 | 4 9 9, 1 6 4 千円 |
| (4) 平成 2 4 年度まで | 7, 9 9 0, 3 0 6 千円 (5 1. 2 %) |
| (5) 平成 2 5 年度予定 | 5 0 0, 0 0 0 千円 |
| (6) 平成 2 5 年度まで | 8, 4 9 0, 3 0 6 千円 (5 4. 4 %) |
| (7) 負担割合 | 国 5 5 % 県 3 5 % 市 1 0 % |

2 平成 2 4 年度事業内容

(1) 工事

- ・日向島用水路工事 (五郎兵衛沼護岸工事 一式)
- ・吉見幹線用水路工事 (大型フリューム L=83m)
- ・村岡用水路工事 (大型フリューム L=510m)
- ・手島用水路工事 (転倒ゲート 1 ヶ所)
- ・成田用水路工事 (大型フリューム L=200m、転倒ゲート 1 ヶ所)
- ・左幹線用水路工事 (内面補修 L=168m)
- ・増田堀用水路工事 (内面補修ほか L=465m)

(2) 測量・設計・用地買収補償 一式

3 平成 2 5 年度工事予定

- ・日向島用水路工事 (五郎兵衛沼護岸工事 一式)
- ・左幹線用水路工事 (内面補修 L=1, 400m)
- ・玉井用水路工事 (大型フリュームほか L=600m)
- ・その他 (増田堀用水路工事 一式、吉見幹線用水路工事 一式)



みどり
水土里ネット大里
大里用水土地改良区